

# スマートフォンを經由した利用者情報の取扱いに関するWG（第7回） 議事要旨

1 日 時：平成24年5月29日(火) 10:00～12:00

2 場 所：総務省11階 第3特別会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 構成員

新保 史生（主査）、森 亮二（主査代理）、石井 夏生利、石田 幸枝、上沼 紫野、  
北 俊一、近藤 則子、宍戸 常寿、中尾 康二

(2) オブザーバ

KDDI（株）商品統括本部プロダクト企画本部パーソナルプロダクト企画部長  
尾崎 高士（代理出席）

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム常務理事 岸原 孝昌

（株）NTTドコモスマートコミュニケーションサービス部コンテンツ推進室長  
熊谷 宜和

ソフトバンクモバイル（株）プロダクト・サービス本部 PS 推進統括部商品戦略部  
商品戦略課課長 千葉 芳紀

一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会事務局長 西本 逸郎

一般社団法人インターネット広告推進協議会新領域ワーキンググループリーダー  
宮澤 由毅

消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官 板倉 陽一郎

経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐 竹田 御眞木（代理出席）

<代理出席>

経済産業省商務情報政策局情報経済課係長 高田 真利絵（竹田オブザーバ代理）

(3) 総務省

桜井 俊（総合通信基盤局長）原口 亮介（電気通信事業部長）、古市 裕久（事業政  
策課長）、玉田 康人（消費者行政課長）、小川 久仁子（消費者行政課企画官）、松井  
正幸（消費者行政課課長補佐）、岡井 隼人（消費者行政課課長補佐）

4 議事

(1) 開会

(2) 関係者からのプレゼンテーション

(3) 最終とりまとめ骨子（案）について

(4) その他

(5) 閉会

5 議事概要

(1) 次の3つのプレゼンテーションについて、質疑応答が行われた。

- ① 公益社団法人全国消費生活相談員協会の石田構成員から資料1「利用者情報を取り扱う事業者に求められる取組み」に基づき、プレゼンテーションがあった。
- ② 老テク研究会の近藤構成員から資料2「日韓シニアネットユーザーの声から考察したスマートフォンを経由した利用者情報の利用許諾等高齢者や初心者への広報・利用支援のありかた」に基づきプレゼンテーションがあった。
- ③ (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)から、利用者への周知・啓発活動について、資料4-1から4-3に基づき説明があった。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 携帯電話事業者が提供されるアプリ提供サイトないし推薦アプリの紹介サイトについて、アプリの審査方法をご教示いただきたい。
- ・ 議論の対象がAndroid OSに限っているかのような部分があるがiOSは問題ないという認識なのかという意見に対し、事務局から全てのスマートフォンを対象として議論している旨の回答があった。

(2) 一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会の西本オブザーバから資料3「JSSECにおける提供物について」に基づいてプレゼンテーションがあり、質疑応答が行われた。主な意見は以下のとおり。

- ・ アプリケーションには適正な使い方もある悪意のある使い方もある場合があるなど評価が難しいものがあり、利用者が判断する材料として、指標や情報が必要と考えられるが、どのように利用者へ情報提供を行っていくべきか。
- ・ 例えば、想定するリスクの評価について、マークなどで分かりやすく情報提供を行う方法はあり得るのではないか。
- ・ 自動車などと違い、アプリケーションの開発は個人でも自由に出来る。悪意を持った海外の開発者もいる中で、アプリケーションを第三者が評価するような手段は必要ではないか。

(3) 事務局から、最終とりまとめ骨子(案)について、資料5-1「最終とりまとめ骨子(案)」【構成員及び事務局限り】、資料5-2「最終とりまとめ(第4章・第5章)(案)」【構成員及び事務局限り】に基づき説明を行い、意見交換が行われた。

以上